

投稿論文審査に関する運用内規

制 定：2018年 4月 22日
最近改正：2025年 11月 9日

第1条 学会誌編集規程の第9条に基づき、この運用内規を定める。

(趣旨)

第2条 本運用内規は、『心理臨床学研究』及び“Online Journal of Japanese Clinical Psychology”に投稿された論文の審査に関わる手続きを定めたものである。本運用内規に規定されていない事項については、学会誌編集規程に基づき学会誌編集委員会（以下「委員会」という。）の議を経て決定される。

(守秘義務)

第3条 論文は、最終的に受理されるまで、その秘密が保証されなければならない。

(形式面の確認)

第4条 論文は執筆要項に従って執筆したものでなければならない。編集委員会係は投稿された後すみやかに、論文が「執筆要項」に従っているかを点検する。「執筆要項」に従っていない場合は、受付を保留し、著者にその理由を通知し、論文の修正を求める。

(受稿)

第5条 論文は、執筆要項に従っていると編集委員会係が確認した時点で受稿され、著者に通知される。

(査読者の決定)

第6条 委員会は、受け付けられた論文の査読者を決定する。

(査読結果の報告)

第7条 査読者は、以下の(1)~(3)から査読結果を選択し、所見を添えたくえて、委員会に報告する。(1)を選択した場合は、さらに詳細な評価も選択し報告する。

(1)「可（採択）」…採択すべきと判断した場合

採択の条件：a. 無条件採択、b. 誤字・誤記載の修正、c. 内容の一部修正

(2)「修正再審査」…内容・体裁に修正・追加・圧縮等を必要とすると判断した場合

(3)「不可（不採択）」：採択すべきでないと判断した場合

(委員会審査決定)

第8条 委員長は、査読者による査読結果を受け、審査結果（原案）を作成し委員会に提出する。委員会は審査結果（原案）に基づいて協議し、審査結果を確定する。審査結果は、「無条件採択」「条件付き採択」「修正再審査」「不採択」のいずれかとする。

(審査結果通知)

第9条 委員会による審査結果は著者に通知される。査読者による所見等は委員会が整理し、著者に通知される。

(2回目の審査)

第10条 委員会で「修正再審査」と決定された場合は、委員会は著者に修正論文の提出を求める。修正論文の提出は審査決定通知後4ヶ月以内とする。修正論文の提出にあたっては、修正論文と、修正箇所をまとめた「修正説明文書」を委員会に提出するものとする。再審査および審査結果の決定手続きは、1回目の審査に準じて行う。

(3回目の審査)

第11条 2回目の審査の結果、再び「修正再審査」と決定された場合は、委員会は著者に再修正論文の提出を求める。審査は2回目の審査に準じて行われるが、査読者の選択し得る査読結果は「採択」あるいは「不採択」のいずれかとする。委員会は査読結果を受けて作成された審査結果（原案）に基づいて審議し、「採択」あるいは「不採択」と判断し、これをもって最終審査決定とする。

(条件付き採択)

第12条 条件付き採択とされた論文は、委員会が修正にあたっての条件を著者に提示し、論文の修正を求める。修正された論文は、委員会が確認し、条件に沿った修正がなされていると判断した時点で採択と決定される。委員会は、条件に沿った修正が不十分であると判断した場合には、再度著者に修正を求める。

(受理)

第13条 最終的に「採択」と決定された時点で当該論文は受理されたものとする。

(内規の改廃)

第14条 本運用内規の改廃は、業務執行理事会の審議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この運用内規は2018年4月22日より発効する。

附 則

1 この運用内規は2022年10月23日より発効する。

附 則

1 この運用内規は2025年11月9日より発効する。